

令和2年2月20日

長崎市宿泊税検討委員会の設置期間の延長について（報告）

長崎市議会への提案内容について

1 概要

宿泊税については、使途等についての議論を踏まえた上で、課税要件等についても具体的な検討を進めることとしているが、今後も引き続き、宿泊税の導入に関する検討を継続し、十分に議論を行ったうえで審議の結論を出していただくことが必要であることから、現在定めている長崎市宿泊税検討委員会の設置期間を延長するため、令和2年2月市議会に関連条例の一部改正を提案する。

2 委員会の設置期間

- | | |
|--------------|-----------------------------|
| (1) 現在の設置期間 | 令和元年10月1日から令和2年3月31日まで（6月） |
| (2) 改正後の設置期間 | 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで（12月） |

3 開催予定回数

令和2年度 4回

4 委員の任期（改正後）

令和元年10月1日から令和2年9月30日まで（12月）